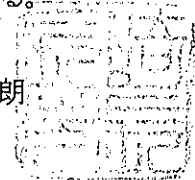


長崎市公告第 40 号

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を決定したいので、長崎市プロポーザル方式実施要綱(平成 21 年長崎市告示第 156 号。以下「要綱」という。)第 11 条の規定に基づき次のとおり公告する。

令和 6 年 4 月 1 日

長崎市長 鈴木 史朗



1 業務の概要

- (1) 件 名 長崎市ホームページリニューアル業務委託
- (2) 業務内容 長崎市ホームページリニューアル業務委託仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 3 月 21 日まで
- (4) 履行場所 指定場所
- (5) 予 算 額 39,397,967 円(消費税相当額を含む。)

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていること。

- (1) 長崎市契約規則(昭和 39 年長崎市規則第 26 号)第 2 条第 1 項に規定する者(同項後段の規定により読み替えて適用する者を含む。)に該当しない者及び同条第 2 項に該当しないと認められる者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限までに、長崎市物品等競争入札有資格者名簿の「ホームページ作成」「コンピュータシステム設計・開発」のいずれかの業種に登録がある者であること。
- (3) 長崎市競争入札参加資格者指名停止措置要領(平成 7 年 11 月 7 日施行)及び長崎市各種契約等における暴力団等の排除措置に関する要綱(平成 24 年長崎市告示第 85 号)の規定による指名停止措置の期間中でない者並びに長崎市事業所実態調査実施要領(平成 16 年長崎市告示第 305 号)及び長崎市元請・下請関係適正化指導要綱(平成 24 年長崎市告示第 829 号)の規定に基づく入札参加制限措置の期間中でない者であること。
- (4) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがあった者(更生計画の認可が決定され、又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)でないこと。
- (5) 会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 475 条若しくは第 644 条の規定に基づく清算の開始又は破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがあった者でないこと。
- (6) 本案件に参加しようとする者のうちに資本・人的関係がある者が含まれていないこと。
- (7) 委員名の公表から審査結果を市長に報告するまでの間、特定審査委員会の委員に対し、特定の者を有利にし、又は不利にするような働きかけを行っていない者であること。
- (8) 平成 31 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに完了した業務で、国又は地方公共団体の公式ホームページ\*(10,000 ページ以上)の構築業務(リニューアルを含む。)を受注し、履行した実績が 1 件以上ある者であること。  
※公式ホームページとは、市役所や県庁の行政手続き等を包括して紹介するものを想定しており、10,000 ページ以上あっても、特定の業務に特化したものや分類項目が極端に少ないものは、履行実績には含めない。

### 3 説明書の交付期間、場所及び方法

説明書は、本市ホームページからダウンロードして取得すること。ただし、ダウンロードによる取得が困難な場合は、次のとおり、書面により交付するものとする。

なお、書面による交付を希望する場合は、事前に下記(2)まで連絡するものとする。

#### (1) 説明書の交付期間

公告日から令和6年5月16日(木)までの午前9時から午後5時30分まで(ただし、長崎市の休日を定める条例(平成5年長崎市条例第35号)第1条第1項に規定する休日を除く。)

#### (2) 説明書の交付場所

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(8階)  
長崎市企画政策部広報広聴課(担当 上野平)  
電話 095-829-1114

### 4 参加表明の手続き

#### (1) 提出書類

- ア 公募型プロポーザル参加表明書(第1号様式)
- イ 担当者連絡先(様式ア)

#### (2) 提出期限

令和6年4月12日(金)午後5時30分まで【必着】(提出期限内に上記3(2)の場所に到達していること。)

#### (3) 提出方法

持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)

※電子メール及びFAXによる提出は受け付けないので留意すること。

### 5 提案資格の確認及び提案書の提出要請

参加表明書を提出した者について、公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により参加資格の有無を通知するとともに、プロポーザル参加要請書(第3号様式)により提案書の提出を要請する。

なお、提案資格が認められなかった者に対しては、選定しなかった旨及び選定しなかった理由を公募型プロポーザル参加資格確認通知書(第2号様式)により通知するものとする。

【通知予定日】令和6年4月17日(水)

### 6 説明書等に対する質問に関する事項

#### (1) 受付方法

説明書等に対する質問は、質問書(様式ク)に記載の上、電子メール又はFAXにより下記(3)に送信すること。併せて、その旨を電話により連絡すること。

なお、提出書類に関する記入方法など事務手続きに関するものを除き、電話等による照会には応じないので留意すること。

#### (2) 受付期間

令和6年4月1日(月)から令和6年4月17日(水)午後5時30分まで【必着】

#### (3) 質問書送付先及び連絡先

〒850-8685 長崎市魚の町4番1号(8階)  
長崎市企画政策部広報広聴課(電話 095-829-1114)

E-Mail kouhou@city.nagasaki.lg.jp

FAX 095-829-1115

(4) 質問に対する回答

令和6年4月19日(金)までに質問を取りまとめ、質問回答書(様式ケ)により提案資格を満たす者すべてに直接電子メール又はFAXで回答する。ただし、質問内容等を考慮した結果、直ちに回答した方がよいと思われるものについては適宜回答する。

7 提案書の提出

(1) 提出書類

説明書6(1)のとおり

(2) 提出期限

令和6年5月17日(金)午後5時30分まで【必着】(提出期限内に上記3(2)に到達していること。)

(3) 提出方法

持参、郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)

※電子メール及びFAXによる提出は受け付けないので留意すること。

8 ヒアリング

(1) ヒアリングの有無 有

(2) 実施予定日令和6年5月27日(月)・28(火)

※詳細は別途、ヒアリング予定表(様式コ)にて通知する。なお、提案書の提出者の数によっては27日(月)のみの実施とする。

(3) 出席者

5人以内(リモート参加者含む)とする。

(4) その他

ヒアリング用の機材は提案者で用意すること。ただし、ヒアリングに必要なスクリーン及びプロジェクターは本市で用意する。また、説明は事前に提出された提案書に沿って行うこととし、資料の追加は認めない。

なお、気象状況等に応じてテレビ会議方式等でヒアリングを行う場合がある。

9 受託者の決定・非決定に関する事項

特定審査委員会による提案書及びヒアリングの評価結果を基に、最も優れた者を受託候補者として特定する。特定審査委員会からの報告に基づき、受託者を決定し、決定及び非決定結果は、提案書を提出したすべてのものに対し、令和6年5月31日(金)(予定)に通知する。

(1) 評価基準

	評価項目	提案書類	評価の視点・判断基準	配点
組織評価	履行実績	業務実績等調査 (様式ウ)	平成31年4月1日から令和5年3月31日までに完了した業務で、国又は地方公共団体の公式ホームページ※(10,000ページ以上)の構築業務(リニューアルを含む。)を受注し、履行した実績が1件以上ある者であること。 ※公式ホームページとは、市役所や県庁の行政手続き等を包括して紹介するものを想定しており、10,000ページ以上あっても、特定の業務に特化したものや分類項目が極端に少ないものは、履行実績には含まれない。 20点: 同種業務実績が5件以上ある。 15点: 同種業務実績が3件以上5件未満ある。 10点: 同種業務実績が1件以上3件未満ある。	20
	実施方針等評価	業務理解度	業務等の実施方針 (様式カ又は任意様式)	長崎市ホームページの考え方にに基づき、目指すホームページ像の実現や期待する効果につながる提案となっているか。 50点: 非常に優れている。 40点: 優れている。 30点: 標準的である。 20点: やや劣っている。 0点: 劣っている。
業務手順		業務等の実施手法 (様式キ又は任意様式)	業務実施手順を示すフローや業務実施のスケジュールの妥当性が高いかを評価する。 30点: 非常に優れている。 24点: 優れている。 18点: 標準的である。 12点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	30
提案内容評価	ページの 見やすさ・ 分かりやすさ	任意様式	トップページ(市政情報)や分類ページ、記事ページなど、ホームページのデザイン及びレイアウトが見やすく分かりやすいものになっているかを評価する。 30点: 非常に優れている。 24点: 優れている。 18点: 標準的である。 12点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	30
	情報の 探しやすさ	任意様式	サイト設計(サイトの方針や情報の分類の仕方)に係る考え方や、効果的な検索機能の実装、それ以外の提案によって情報が探しやすくなっているかどうかを評価する。 30点: 非常に優れている。 24点: 優れている。 18点: 標準的である。 12点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	30
	システムの 使いやすさ	任意様式	職員のホームページの管理及び運用や職員のページの作成、それ以外の提案によってシステムが容易に利用できるかどうかを評価する。 30点: 非常に優れている。 24点: 優れている。 18点: 標準的である。 12点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	30
	興味関心の引き 立てやすさ	任意様式	トップページ(魅力情報)のデザイン及びレイアウトが長崎のまちの良さが視覚的に伝わるものになっているかどうかを評価する。 50点: 非常に優れている。 40点: 優れている。 30点: 標準的である。 20点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	50
	情報セキュリ ティの高さ	任意様式	機密性(情報の保護)や完全性(データの改ざん防止)、可用性(継続的なシステムの利用)、それ以外の提案によってホームページが安全に問題なく運用されるかどうかを評価する。 50点: 非常に優れている。 40点: 優れている。 30点: 標準的である。 20点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	50
	データの活用 のしやすさ	任意様式	ホームページ上のデータを活用した閲覧者の属性及び動向の把握や、ホームページ上のデータを活用したトップページの表示、もしくは記事ページの自動生成機能の実装、それ以外の提案によってDXを意識した機能を実装しているどうかを評価する。 50点: 非常に優れている。 40点: 優れている。 30点: 標準的である。 20点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	50
	効果的な 広告収入対策	任意様式	ホームページ上における効果的な広告収入の機能について評価する。 30点: 非常に優れている。 24点: 優れている。 18点: 標準的である。 12点: やや劣っている。 0点: 劣っている。	30
	自由 提案 評価	自由提案	任意様式	提案内容評価以外で、長崎市が目指すホームページ像に近づけるための取り組みや機能について評価する。 30点: 非常に優れている。 24点: 優れている。 18点: 標準的である。 12点: やや劣っている。 0点: 劣っている。
参考 見積	業務コストの 妥当性	参考見積書 (様式オ)	業務コスト(初期構築費)の妥当性について以下の通り評価する。※小数点切り捨て 配点(10点)×各提案者の初期構築費のうち最低額÷各提案者の初期構築費	10
			業務コスト(運用保守費(年間))の妥当性について以下の通り評価する。※小数点切り捨て 配点(10点)×各提案者の運用保守費(年間)のうち最低額÷各提案者の運用保守費(年間)	10
合計				420

※会計点が最も高い者が複数いる場合は、最も高く評価した委員の数が多かった提案者を受託候補者とする。さらに、その委員の数が同数の場合は、評価項目「業務理解度」に対する出席委員合計の点数が高かった提案者を受託候補者とする。さらに前述が同数の場合は、初期構築費及び運用保守費の5年間の合計金額が最も低い者を受託候補者とする。さらに、前述の金額が同額であった場合は、くじにより受託候補者を決定する。  
※評価項目の各項目において、出席委員半数以上の評価が0点のものがある場合は当該企画を失格とする。また、出席委員数×240点未満の場合も当該企画を失格とする。  
※業務規模と参考見積額が大きく乖離していると判断した際は、長崎市から当該事業者へ聞き取りを行い、業務コストの妥当性が認められない場合は失格とする。

(2) 審査会 委員は次のとおりとする。

氏名	役職名
日向 淳一郎	企画政策部 部長
末次 哲朗	広報広聴課 課長
太田 良雄	DX 推進課 課長
井川 修平	長崎創生推進室 室長
生駒 太一	中央地域センター 主幹
中本 淳子	高齢者すこやか支援課 係長
永田 直也	防災危機管理室 係長
松尾 綾音	広報広聴課 職員
樋口 舞奈	情報統計課 職員

## 10 契約書の作成の要否 要

## 11 その他

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書が到達しなかった場合及び提案者としての提案資格を確認された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できない。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出された参加表明書及び提案書は、返却しない。
- (5) 提出された参加表明書及び提案書は、提案資格の確認及び受託者の特定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、長崎市情報公開条例(平成 13 年長崎市条例第 28 号)に基づき、開示することがある。
- (6) 提出期限後における参加表明書及び提案書の差替え及び再提出は認めない。また、提案書に記載した配置予定の従事者は特段の事情がない限り変更することができない。
- (7) 次の場合は、以後の提案資格を喪失し、参加表明書及び提案書を無効とする。また、指名停止措置を行うことがある。
  - ア 提案資格を満たさないこととなった場合
  - イ 参加表明書、提案書等に虚偽の記載をした場合
- (8) 成果品に関する権利は、受託者固有の知識及び技術を除き、全て本市に帰属する。
- (9) 受託者は、本業務を実施する場合においては、担当課と綿密に打合せを行うなど、相互の信頼関係を維持し、かつ、守秘義務を遵守しなければならない。また、契約終了後においても、知り得た情報を一切漏洩してはならない。

## 12 担当課

〒850-8685 長崎市魚の町 4 番 1 号(8 階)

長崎市企画政策部広報広聴課(担当 上野平)

電話 095-829-1114

E-Mail [kouhou@city.nagasaki.lg.jp](mailto:kouhou@city.nagasaki.lg.jp) F A X 095-829-1115